岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第12条第１項の規定に基づき、許可をすべき知事許可漁業に関する制限措置を定めるとともに、その内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり公示する。

1　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

別表のとおり

2　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和８年１０月２９日から令和８年１１月１１日まで

別表

県名	漁業の名称及び漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
香川県（中部地区）	潜水器漁業 たいらぎ潜水器漁業	倉敷市児島地先海面	12月１日から ４月20日まで	定めなし	定めなし	35	令和８年度岡山・香川連合海区入漁協定に参加している者であること
	潜水器漁業 みるくい・なみがい潜水器漁業	倉敷市児島地先海面	12月１日から ４月20日まで			3	